

横須賀市は、市域全域が景観計画区域です。建築行為等を行なう際には、規模等に応じた手続きが必要です。

色彩基準	
使用する色相	彩度の基準
R (赤) 及び Y R (黄赤)	6 以下
Y (黄)	4 以下
その他の色彩	2 以下

マンセル値による

建築行為等を行う計画がある	建築行為等とは・・・	ア 建築物や工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 イ 建築物や工作物の外観を変更することとなる修繕又は模様替え ウ 建築物や工作物の色彩の変更 エ 開発行為 オ 地区方針・地区基準に規定する植栽又は伐採
---------------	------------	--

規模等に応じて手続きが異なります

主に規模が大きい建築行為等

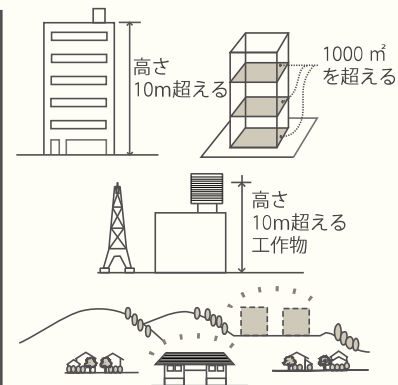
景観協議 景観法届出

横須賀市景観条例
景観法

対象行為

- ① 地盤面からの高さが 10m を超える建築物の建築行為等
- ② 延べ面積が 1000 ㎡を超える建築物の建築行為等
- ③ 地盤面からの高さが 10m を超える工作物の建築行為等
- ④ 道路内又は道路に突き出た建築物の建築行為等
- ⑤ 景観推進地区内で地区方針及び地区基準で定める行為
- ⑥ 市が工事費の一部又は全部を助成する建築行為等
- ⑦ 面積が 1ha 以上の開発行為

→ 詳しい手続きの内容は
パンフレット「景観協議・景観法の手続きの流れ」
もしくは、横須賀市都市部まちなみ景観課ホームページを参照



主に規模が小さい建築行為等

色彩協議

建築物等色彩協議要綱

景観協議・景観法届出の対象行為以外のもので

ア 建築物や工作物の新築、新設、増築、改築又は移転
イ 建築物や工作物の外観を変更することとなる修繕又は模様替え
ウ 建築物や工作物の色彩の変更
を行う行為

→ 詳しい手続きの内容は
パンフレット「色彩協議の手引き」
もしくは、横須賀市都市部まちなみ景観課ホームページを参照

- ① 景観推進地区
 - ・見晴らしの丘景観推進地区
- ② 眺望景観保全区域
 - ・中央公園眺望景観保全区域
 - ・くりはま花の国眺望景観保全区域

主に規模が大きい建築行為等

景観協議 景観法届出

横須賀市景観条例
景観法

横須賀市景観計画の内容のうち右記の事項について協議します

- 基本指針
- 色彩基準 (右上表参照)
- 景観推進地区の地区方針及び地区基準①
- 眺望景観保全区域の眺望景観保全基準②

市全域対象

一定の区域対象

- ③ 色彩景観形成地区
 - ・マボリシーハイツ色彩景観形成地区
 - ・小川町マンション群色彩景観形成地区
 - ・横須賀ニュータウン湘南池上色彩景観形成地区

